

5. Column④：【交通事故】知っておきたい後遺障害等級認定の実務⑤

当事務所では、交通事故問題についても、多数の案件に対応しております。

今回は、後遺障害が「**上肢**」に残存した場合について解説します。

● 上肢の欠損（上肢の欠損障害）

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	後遺障害
1級3号	両上肢をひじ関節以上で失ったもの
2級3号	両上肢を手関節以上で失ったもの
4級4号	1上肢を肘関節以上で失ったもの（①～③のいずれか） ① 肩関節において、肩甲骨と上腕骨を離断したもの ② 肩関節とひじ関節との間において上肢を切断したもの ③ 肘関節において、上腕骨と橈骨及び尺骨とを離断したもの
5級4号	1上肢を手関節以上で失ったもの（①～②のいずれか） ① ひじ関節と手関節の間において上肢を切断したもの ② 手関節において、橈骨及び尺骨とを離断したもの

● 上肢の機能障害（肩・肘・手の動きについて障害があるもの）

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	後遺障害
1級4号	両上肢の用を全廃したもの（①～③のいずれか） ① 関節が強直したもの ※肩の関節については、肩甲骨上腕関節（肩甲骨と上腕骨との間の関節）が癒合し骨性強直していることがX線写真により確認できるものを含みます。 ② 関節の完全弛緩性麻痺またはこれに近い状態にあるもの ③ 人工関節・人工骨頭を挿入置換した関節のうち、その可動域が健側の2分の1以下に制限されているもの
5級6号	1上肢の用を全廃したもの ※3大関節のすべてが強直し、かつ手指全部の用を廃したものをいいます。
6級6号	1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
8級6号	1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの
10級10号	1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの（①②いずれか） ① 関節の可動域が健側の可動域角度の2分の1以下に制限されているもの ② 人工関節・人工骨頭を挿入置換した関節のうち、その可動域が健側の可動域角度の2分の1以下に制限されていないもの
12級6号	1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ※関節の可動域が健側の可動域角度の4分の3以下に制限されているものをいいます

● 上肢の動揺関節

動揺関節とは、間接の安定性機能が損なわれたため、関節の可動性が正常より大きく（参考可動域以上に）、あるいは異常な方向に運動可能になったものをいいます。

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	後遺障害
10級相当	常に硬性補装具を必要とするもの
12級相当	時々硬性補装具を必要とするもの
12級相当	習慣性脱臼

● 上肢の偽関節・変形障害

偽関節とは、骨折等による骨片間の癒合機転が止まって、異常可動を示すものをいいます。

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	麻痺の程度
7級9号	1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの（①②いずれか） ① 上腕骨の骨幹部または骨幹部端（以下「骨幹部等」といいます）に癒合不全を残すもの ② 橈骨及び尺骨の両方の骨幹部等に癒合不全を残すもの
8級8号	1 上肢に偽関節を残すもの（①～③のいずれか） ① 上腕骨の骨幹部等に癒合不全を残すもので、常に硬性補装具を必要としないもの ② 橈骨及び尺骨の両方の骨幹部等に癒合不全を残すもので、常に硬性補装具を必要としないもの ③ 橈骨及び尺骨のいずれか一方の骨幹部等に癒合不全を残すもので、時々硬性補装具を必要とするもの
12級8号	長管骨に変形を残すもの（①②いずれか） ① 上腕骨に変形を残すもの ② 橈骨及び尺骨の両方に変形を残すもの （いずれか一方のみの変形でも、その程度が著しいものはこれに該当します） ③ 上腕骨、橈骨及び尺骨の骨端部に癒合不全を残すもの ④ 橈骨または尺骨のいずれか一方の骨幹部等に癒合不全を残すもので、時々硬性補装具を必要とするもの ⑤ 上腕骨（骨端部を除く）の直径2/3以下に、または橈骨もしくは尺骨（それぞれの骨端部を除く）の直径が1/2以下に減少したもの ⑥ 上腕骨が50度以上外旋または内旋変形癒合しているもので、次のいずれにも該当することが確認されるもの A) 外旋変形癒合にあつては、肩関節の内旋が50度を超えて可動できないこと、また、内旋変形癒合にあつては、肩関節の外旋が10度を超えて可動できないこと B) X線写真等により、上腕骨骨幹部の骨折部に回旋変形癒合が明らかに認められること

● 上肢の醜状障害

醜状障害とは、上肢の露出面（肘関節以下の腕・手・指）に、手のひら大の痣を残すものをいいます。

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	麻痺の程度
14級4号	上肢の露出面に手のひら大の大きさの醜い痕を残すもの

各部位の詳しい説明は、[交通事故サイトへ！](http://jiko.nagasesogo.com) 交通事故専門サイト ▶ <http://jiko.nagasesogo.com>

☑ 全身

遷延性意識障害、末梢神経障害
CRPS（RSD、カウザルギー）
脊髄損傷

☑ 上肢

欠損障害、機能障害
動揺関節、偽関節・変形障害、
醜状症状

☑ 内臓

胸腹部臓器、呼吸器、循環器、
胃、小腸
大腸、肝臓、胆嚢（胆のう）、
膵臓、脾臓、腎臓

☑ 脊椎

運動障害、変形障害

☑ その他体幹

その他体幹骨

☑ 頭

高次脳機能障害、麻痺
てんかん、非器質性精神障害
頭痛、頭、醜状障害

☑ 眼

視力障害、調節機能障害
運動機能障害、複視、視野障害
外傷性散瞳、流涙
まぶたの欠損障害・運動障害

☑ 耳

欠損障害、耳鳴り、耳漏、難聴

☑ 鼻

嗅覚障害、欠損障害
欠損を伴わない機能障害

☑ 口

咀嚼機能障害、舌の異常
嚥下障害、味覚障害
言語の機能障害、歯牙障害

☑ 首

脊髄障害、食道、むちうち

☑ 手指

機能障害、欠損障害

☑ 下肢

醜状障害、偽関節・変形障害
短縮障害・過成長、欠損

指上骨